



Title	香港の金融機関について
Author(s)	河本, 博介
Citation	研究年報, (12), pp.83-95; 1971
Issue Date	1971-03-31
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10069/26369">http://hdl.handle.net/10069/26369</a>
Right	

This document is downloaded at: 2018-11-14T02:55:13Z

# 香港の金融機関について

河 本 博 介

## 目 次

- 1 序
- 2 香港金融制度の特徴
- 3 銀行条例について
- 4 銀行の種類
- 5 その他金融機関

## 1

香港は1841年以来英領直轄植民地である。イギリス国王から付与された憲法上の権限によって、総督（Governor）、行政院（Executive Council）、立法院（Legislative Council）によって統治が行われている。総督は行政上の最高機関である。

香港はイギリスのアジア進出の経済的拠点であった。伝統的に自由放任の開放経済の体制をとりながら、中国大陸の物資の一大集散地として、さらに仲継貿易港として中国大陸と東アジア諸国、ヨーロッパを結ぶ重要な拠点として発達した。戦後は東南アジアの経済、金融の重要な一中心地であり、共産中国の成立によって自由諸国とを結ぶ要衝として極めて特色のある地位を占めている。

391平方哩の地域に380万の人口（1965年）が詰めこまれている。1946年の人口は155万と見積もられている。この間の人口増加は中国からの移民の波によって影響されたものである。中国における政情の変革により、1949年から50年にかけて老大な避難民の流入をみたが、1961年から63年にかけても人口流入を生じている。このような避難民をいかに定着させるかは香港の直面する大きな問題であった。このような人口増加を支え得たことには香港経済の戦後の急速な発展が基盤にあったことを考えねばならない。政治的避難民のなかには資本や技術をもつ企業家があり、豊富にして低廉な労働力と結びついて工業を進展せしめた。いわばぬきんでた成長経済の実例を示したもので、極東において最も工業化された経済地域としての特徴を日本とわけあってきた。

産業発展はまず軽工業により代表される。その基盤は紡績におかれたが、1958～59年以降比較的衰退していった。かわって新種工業が勃興した。すなわち電子工業（特にトランジスタラジオ製造）と観光産業であった。戦後初期の復興は港の再開発によるところ大であり、関連産業として造船、廃船解体、船舶修理等代表的であった。また戦後の期間を

通じて、殊に1957～58年以降永続的な建築ブームに見舞われ、香港経済の繁栄にとって主要な刺戟要因となるものであった。(註1)

香港の貿易構造も近年仲継貿易から加工貿易へと推移してきた。すなわち輸出貿易に占める再輸出は約20パーセントに低下している。歴史的に中国とイギリスとの貿易関係が密接であったのは当然であるが、イギリスとの貿易額は総額の1割程度を占めるにすぎずその地位の低下が明らかである。対中共貿易も片貿易となっている。反面米国と日本との貿易関係が密接となってきた。

戦後20年間の香港経済における発展型態をきわだてる2つの主要な特徴がそこにみられる。その一つは、香港における急速な工業化のための土台となった資本、経営および労働の巨大な流入であり、他は貿易の型における変化が、貨物集散地経済から工業化社会への転換を容易にしたということである。(註2)

(註1) Commonwealth Banking System, ed. by W. F. Crick, pp.170～1.

(註2) The Hong Kong Economy, K. R. Chou, pp.3～4.

## 2

香港で銀行という名称を使用し、銀行業務を行わんとするものはすべて財務相 ((Financial Secretary) に登録し、総督の免許を得なければならない。さらに年額1万5千香港ドルの免許料を納め、毎年貸借対照表を提出しなければならない。

香港は混合銀行制度とでも説明するのにふさわしい状態を示している。それは銀行条例によるいわゆる銀行という語に与えられる定義が幅広いことにある。免許を受けている銀行には機能的には一般に理解されている商業銀行でない機関をも含んでいる。香港では免許銀行は多種多様の金融業務に従事してきた。1963年6月で92の機関が銀行として登録されていた。この数字は1950年の133行、1957年の83行と比較してかなりの変動を示している。公認の外国為替市場で取引することを認められた銀行すなわち公認為替銀行は、1950年の23行から1963年の47行に増加した。1950年以来銀行数の衰退は殆んどが小規模の中国系銀行の減少のためである。他方1954年以来新たに20行の銀行が設立されたが、そのうち12行は本店を香港にもっている。Bank of America, Banque Nationale pour le Commerce et l'Industrie や National Bank of Pakistan のごとき重要銀行が含まれている。92行のうち41行を下らない銀行が本店を海外にもっている。中国本土に12行、マレーシアに7行、アメリカに5行、イギリスに3行、印度に3行、日本に2行、フランスに2行、オランダ、ベルギー、独逸、韓国、タイ、インドネシアおよびパキスタンに各1行づつというごとくである。香港における銀行支店数も1960年始めの24行から、1961年末の100行、さらに1963年半ばの約140行と大幅に増加した。(註3)

香港における金融制度をみた場合、まず特徴としてあげられる点は中央銀行制度をもた

ないことである。香港では銀行券発行銀行としては香港上海銀行（The Honkong and Shanghai Banking Corporation 中国名一滙豊銀行、1865年設立、本店一香港） The Chartered Bank Ltd.（中国名一渣打銀行、1853年設立、本店一ロンドン）（註4）および The Mercantile Bank of India Ltd.（中国名一有利銀行、本店一ロンドン）があり、この3行以外には銀行券発行が許されていない。中央銀行の設立についてはかつて論議されたこともあるが、自由経済を立前とし、金融政策上の施策をほとんど必要としないことから今日まで中央銀行の設立をみないまゝにきている。

しかしながら事実上は香港上海銀行が準中央銀行的機能を果している。すなわち上記3発券銀行の中で、香港上海銀行が銀行券発行の約80パーセント以上を占めて事実上独占的な地位にある。同行の銀行券発行の特許は1866年に付与されたが、現在は Honkong and Shanghai Banking Ordinance. No.6 of 1929 および1950年以来の Laws of Hongkong Revised Edition, 1950. に準拠している。銀行券発行は2種類にわけられ、貸借対照表に別々に記載されている。それは授權発行（authorized issue）と限外発行（excess issue）で保証および準備の形態が異なっている。香港上海銀行は銀行券発行のほかに、香港における最大の商業銀行として古い歴史を有し、その業務は手形交換元の決済、政庁の公金の取扱い、政庁の金融行政への協力およびそれへの強力な影響を与えていること、また香港の金利についての指導権をもっていることなど準中央銀行的な役割を演じている。（註5）

香港の金融制度の特徴としてつぎに考えられることは、香港経済が歴史的に自由主義経済を標榜して仲継貿易港として発展してきたこと、今日はさらに加工貿易港として変貌してきたが国際的資金移動も旺盛なことから、香港の銀行は外国為替業務を銀行業務の中心としていることである。公認と非公認との区分があるがいずれも外国為替銀行を立前としていることである。

このことは香港の銀行が短期金融機関であることを示しており、長期金融を行なう銀行が存在しないことである。したがって企業は主として自己資金をもって長期資金の調達を余儀なくされる。株式市場、起債市場の未発達の香港において、香港経済の構造変化によっては工業金融機関の設立の必要が高まってくるのが考えられる。（註6）

香港には中央銀行が存在せず、金融調節が中央銀行政策を通して円滑に行われる体制を欠如している。すでに述べたごとく香港上海銀行がこれにかわる機能を果しており、銀行の大多数はその当座勘定を香港上海銀行にもっており、同行が銀行の銀行としての役割をもっている。しかし香港の金融は諸外国におけるごとく中央銀行を中心として形成される一元的な制度をもっていないで、地元銀行のほかに多数の外国系銀行が存在して、それぞれ本国との関係に基づいた異種貨幣の決済機関として集合している。すなわち金融市場が著しく国際性をもっていることは香港金融制度の大きな特徴ともなっている。

この狭少な地域に地元中国系銀行が27行存在し、これに外国系銀行が34行、中共系銀行が

12行進出している。外国系銀行にはイギリス系として香港上海銀行、チャータード銀行、マーカントイル銀行を含め5行あり、これに加えて欧米系銀行、東南アジア系銀行、極東系銀行とわけてみることができる。このほか中共系銀行があって香港において自由な銀行活動を行なっている。一般に外国系銀行は歴史も古く経済力も強い。殊に前記イギリス系の3行の力は圧倒的である。かくて十数ヶ国にのぼる諸国の銀行が活動し重要な金融市場を形成しているが、この小論では主としてこの点に関してみることにしたい。

つぎに指摘されることは外国為替制度における特徴であろう。(註7) 第2次大戦の勃発でイギリスは必要な金・ドル準備にそなえて、本国において為替管理を実施し、スターリング地域全般にわたって物資移動および為替に統制を行なうことになった。したがって香港も1941年8月、スターリング地域内の一国として為替管理下に入ることとなった。もともと香港は仲継貿易港としての地位に発展の基盤があったことから、物資や資金の移動に全面的な管理が加えられることになれば香港経済にとっては致命的なこととなる。管理を不可避としつゝも、他面自由経済的要因を同時的に如何に残すかというところに特殊な事情からの課題があったといえよう。

かくて香港の伝統的な仲継港としての特殊性を防衛することから、本来スターリング地域に共通であるべき為替管理が他の指定地域と異なる形をとることになった。すなわち一定条件のもとに自由為替市場を設けたことである。このような自由為替市場と公認の為替市場の存在によって、いわば二重の為替制度を採用していることは諸外国に例をみない香港の金融制度における特徴である。

外国為替に対する申込みは公認為替銀行を通じて政庁の為替管理局に行なわれ、その許可によって香港と他の指定地域との資金の振替えが自由に行なわれ、また公認為替銀行を通じて指定地域外からの送金も制限なく行われる。しかしスターリング地域の為替管理が、香港の自由市場を通じてドル準備の漏出を惹起することは、政庁の警戒したこともあった。

香港の為替管理を要約すれば、香港の居住者にとり可能なことは金の所有、売買および輸入、外国貨幣の保有、国外銀行への預金、外国有価証券の保有、仲継貿易取引を自由に行ないうることなどで、許可を必要とすることは金の輸出、スターリング地域と取引することなどである。

このような二重為替制度によって、自由為替市場では外国為替の自由な売買、決済を認めている。公認為替市場では資本逃避と外貨喪失を防ぐために為替管理が行なわれるが、自由為替市場がスターリング地域内の管理上の抜け穴となり、香港ドルを通ずるポンド資本逃避となれば為替管理の意味を失なうことになるため、公認為替銀行は自由為替市場との取引を禁止されている。また自由為替市場ではポンド為替の取引を禁止する方法によって、2つの市場は峻別され相互の交流を遮断することによって、ポンド資本の逃避、価値の下落を防ぐ手段としている。

(註3) W. F. Crick, *ibid.*, pp. 171~2.

(註4) この銀行はもと、The Chartered Bank of India, Australia and China Ltd. と称したが、1957年現行名に改称した。

(註5) 高垣寅次郎監修、東南アジアの金融制度、698~9頁。日本銀行調査局、香港の金融制度、3頁

(註6) 日銀前掲書、4頁

(註7) 高垣前掲書、731~5頁。日銀、前掲書、5~6頁、53~5頁

### 3

香港では1948年1月に銀行条例 (Banking Ordinance) が施行された。この条例で、銀行設立の認可、年間5千香港ドルの納入、業務の店頭掲示などについて規定したが全文14条の簡単な条例で、最低資本金の規定すらなかった。その後銀行制度の確立をめざし、政庁は1964年新しい銀行条例を設けた。この条例で最低払込資本金を5百万香港ドルとし、最低流動性比率、資金の運用に関する規定などを設けて銀行法の整備を行なった。(註8)

1965年の銀行取付けを契機として、預金者保護の目的から銀行経営の健全化が問題とされ、政庁は再び銀行条例の検討を行ない、1967年4月改正銀行条例 (Banking (Amendment) Ordinance, 1967) を公布した。(註9)

これが香港の基本的銀行法となっており、この条例によると銀行というのは銀行業務を営み、この条例に基づいて付与された正当な免許を有する会社をさしている。銀行業務というのは

- (a) (I) 一般公衆から当座勘定、預金勘定もしくはその他類似の勘定に預金を受入れ  
(II) 顧客により振出されもしくは支払われた小切手の支払いもしくは取立てを行ない

(III) 顧客に対する貸付を行なうこと

- (b) 一般公衆から要求に応じ、もしくは受入れ後3ヶ月以内に、もしくは3ヶ月以内の予告により払い戻すことを条件に、貯蓄勘定に預金を受入れること

このいずれかまたはこの両者をさしている。

うえに述べたごとく銀行は免許を受けなければならない。すなわち銀行業務を営まんとする会社、また銀行業務を営むことを目的として会社を設立せんとする団体は、免許の申請を銀行監督官を経由して総督に提出しなければならない。(第6条) 銀行監督官は、免許の申請を受けたときは、総督にこれを回付し、免許を与えるべきか否かについて勧告するが(第6条) 総督は免許の申請および銀行監督官の勧告を受けて、免許の付与または免許の拒否を決定する権限を有する。(第7条)

すべて銀行は1万5千香港ドルまたは総督が随時指定し告示した額の年間免許料を支払

わねばならない。(第12条)また銀行が支店開設の認可を得るときには1千香港ドルの認可料およびその後毎年1千香港ドルの認可料を支払わねばならない。(第12条B)

1967年の銀行条例の改正は銀行経営の健全化をはかるための目的をもったもので、銀行再編成のねらいがあったと考えられる。そのために銀行の自己資本の充実が要請された。

すなわち払込資本金の最低限度を1千万香港ドル以上とした。1967年以前においては5百万香港ドル以上で、すでに免許を受けている銀行については、うえの規定に拘束されることなく銀行業務を行なうことができる。(第20条)

さらに銀行は公表利益の $\frac{1}{2}$ 以上、払込資本金と公表準備金の合計額を2千万香港ドル以上とするに要する額を公表準備金に積みたてなければならないとして準備金の充実を求めている。(第19条)(註10)

なお条例の改正が銀行経営の健全化をはかるためのものであることを述べたが、これによって銀行に対する監督の強化が行なわれた。これは1965年2月における銀行取付けが香港の金融を混乱におとしいれた経験によるもので、この後中小銀行の整理統合が行なわれ、銀行数はかなり減少した。

銀行に対する監督強化は、銀行設立の免許が財務長官の権限であったが、これを総督に移し、総督は銀行監督官を任命し、銀行監督官が免許の申請があったときこれを総督に回付し、免許を与えるべきか否かについて勧告を行なうものであった。また支店を開設するについても銀行監督官の認可を要するとしたことはすでに述べたごとくである。

銀行監督官は定期的銀行に対する検査を行ない、銀行の帳簿、計算書および取引書類を監査する。(第15条)銀行が債務の履行不能におちいる恐れがあり、また破産におちいり、もしくは支払停止におちいる恐れがあると銀行監督官に報告した場合および銀行が債務の履行不能または支払停止におちいった場合は、銀行監督官は当該銀行の業務に関し必要と認める措置を採るよう銀行に要求し、或いは当該銀行の管理および運営を行ないうることとなっている。(第13条)

銀行に対する監督の強化は、銀行経営の実情をつかみ銀行間の不当な競争をおさえ、経営の健全化をねらったものであるが、最低払込資本金を1千万香港ドルに引上げて自己資本の充実策をとったが、この猶予期間が4年間であるところから、銀行の整理流合がさらに進展するものと考えられる。

(註8) 日銀前掲書、37～8頁

(註9) 前掲書、83頁以降(以下条文はこれによる)

(註10) 正井正夫編 開発と金融、64頁

なったことは前節で述べたが、これより前に、殊に地元中国系の銀行のなかには経営の脆弱な銀行もあって整理されたものもあり、1960年代を通じて一時期を除き、その免許銀行数は次表のごとく漸次減少している。しかし支店の数は、1960年末で51店であったものが、1968年末で349店と激増している。(註11)

1960年末	61	62	63	64	65	66	67	68	69.6月
86	85	92	87	88	78	76	75	75	73

香港は混合銀行制度とでも説明されるにふさわしいものであるとはじめに述べたが、中央銀行を中心として一元的に形成された金融機構ではない。地元中国系銀行のほかに多数の外国系銀行が本国との関係を基礎として集合している。香港上海銀行が銀行券を発行し、銀行の銀行としての役割をかわって果しているが、諸外国における中央銀行と異なり正統的な中央銀行政策を行なっているというものではない。香港における銀行はつぎのように分類することができよう。

(1) 銀行条例による分類

- { 法人銀行（銀行）
- { 非法人銀行（銀号）

(2) 為替管理法による分類

- { 公認為替銀行
- { 非公認為替銀行

(3) 資本系列による分類

- { 地元中国系銀行
- { 中共系銀行
- { 外国系銀行

(1)

銀行は法人銀行であって、銀行条例にもとづく免許を受けた法人企業であるが、非法人企業で銀行の免許を受けたものは一般に銀号と呼んでいる。銀行の免許を規定した第5条の規定にかかわらず、個人または非法人団体も免許を受けて銀行業務を営むことができる。この免許の申請は監督官を経由して総督へ提出しなければならない（第43条）、非法人銀行は毎年5千香港ドルの免許料を支払わなければならない。（第44条）非法人銀行は「bank」あるいは「銀行」という名称の使用を許されない。銀号は両替商から出発したが、銀行と同様な業務を営んでいる。たゞ払込資本金の最低限度額、指定流動資産の最低保有額、準備金額の維持、貸付制限など種々の点で規定を異にしている。

(2)

公認為替銀行と非公認為替銀行との分類は、前者が為替管理法によって公認為替市場に



において為替取引を行なうことを認められているに対し、後者は自由為替市場において英ポンド以外の取引を自由に行なっている銀行である。

香港はスターリング地域に属しているから、イギリス本国の為替管理法にしたがってポンド防衛の一環をになうことになる。そこで為替取引にも制限がおかれている。しかし香港の特殊性から、為替取引を管理する公認為替市場のほかに、為替取引が自由に行なえる自由為替市場を一方に設け、他のスターリング地域と異なった独特の体制をとって香港経済の特徴を発揮させようとしてきたことはすでに述べた。

自由為替市場では、外国為替の自由な売買、決済を認め、香港の自由貿易港としてまた国際金融の決済地としての繁栄の基盤となっている。他方自由為替市場の存在は為替管理上抜け穴となり、香港を通じて資本逃避を招くことにもなる。そこで資金逃避を防止するため、公認為替銀行のもつ勘定と、非公認為替銀行のもつ勘定を異なった取扱いで規制している。その意図するところは公認為替市場と自由為替市場を峻別し、相互間の交流を遮断しようとするものである。

公認為替銀行は1969年6月現在で51行を数えるが、非公認為替銀行は22行ある。自由為替市場を構成するものは非公認為替銀行のほかに銀号、銭荘等がある。公認為替銀行は全部為替銀行協会（Exchange Bank's Association）に加盟しているが、後者のものは香港金銀取引所（Hongkong Gold & Silver Exchange）に加盟する。

非公認為替銀行は自由なドル市場で取引する。そこには多くの点で1945年以降の香港経済の復興の基盤があった。香港に流入する巨額の国際資本の大半が自由市場を通してであった。公認為替銀行と非公認為替銀行との相異が、前者が主としてスターリングで取引し、その主たる金融市場としてロンドンにむけられているに対し、後者は主に米ドルおよびおよびドル証券で、ニューヨーク金融市場により密着していることである。（註12）

公認為替銀行は自由為替市場への介入は勿論認められず、非公認為替銀行と直接為替を売買することはできない。為替持高についても英ポンドは無制限であるが、それ以外の通貨については制限がある。自由為替市場ではこのような制限は課せられていない。また公認為替銀行の公認為替市場における取引は協定相場によるが、自由為替市場においては協定相場はない。

公認為替銀行の指定は、銀行条例による申請にもとずき財務長官の承認を要する。現在指定銀行51行の内訳は、イギリス3、フランス2、ベルギー1、オランダ1、西ドイツ1、アメリカ5、シンガポール5、インド3、タイ2、マレーシア1、パキスタン1、インドネシア1、フィリピン1、日本3、韓国1、それに地元中国系11、中共系9となっている。公認為替市場および自由為替市場の詳細については、別の機会にゆずることとした。

### (3)

資本系列から分類した場合すでにみたごとく、外国系銀行、地元中国系銀行、中共系銀

行に大別できる。外国系銀行は34行あり、そのうちイギリス系は5行を数える。イギリス系の銀行は歴史も古く、香港上海銀行、チャータード銀行、マーカンタイル銀行の3行は香港経済の大動脈をなしており、金融の中心的役割を果している。イギリス系を除く外国銀行は1行を除いてすべて香港支店であり、為替業務を主とし、自国の貿易商社を中心として輸出入金融に主力をむけ、預金業務や貸付業務は二次的のものである。香港が仲継貿易港として発展したことから長期金融または工業金融について比較的関心が薄かった事情にあったといえる。

外国銀行の中にはアメリカ系6行、フランス系2行、ベルギー系1行、オランダ系1行、西ドイツ系1行、シンガポール系5行、インド系3行、タイ系2行、マレーシア系1行、パキスタン系1行、インドネシア系1行、フィリピン系1行、日本系3行、韓国系1行、(以上1969年6月現在)となっている。

		(中国名)	(本店所在地)
イギリス	Hongkong & Shanghai Banking, Ltd.	滙豐銀行	香港
	Chartered Bank	渣打銀行	ロンドン
	Mercantile Bank, Ltd.	有利銀行	香港
	Wayfoong Finance, Ltd.	滙豐財務公司	香港
	Hang Seng Bank, Ltd.	恒生銀行	香港
フランス	Banque de l'Indochine	法国東方滙理銀行	パリ
	Banque Nationale de Paris	法国国家巴黎銀行	パリ
ベルギー	Banque Belge pour l'Etranger	華比銀行	ブラッセル
オランダ	Algemene Bank Nederland N.V.	荷蘭銀行	アムステルダム
西ドイツ	Deutsh-Asiatische Bank	德華銀行	ハンブルグ
アメリカ	Bank of America, N.T.& S.A.	美国銀行	サンフランシスコ
	Chase Manhattan Bank	大通銀行	ニューヨーク
	First National city Bank	万国宝通銀行	ニューヨーク
	American Express		
	International Banking Corp.	美国運通銀行	ニューヨーク
	International Bank of Commerce	美国国際商業銀行	シアトル
	Underwriters Bank	友邦銀行	ニューヨーク
シンガポール	United Overseas Bank, Ltd.	大華銀行	シンガポール
	Four Seas Communications Bank, Ltd.	四海通銀行	シンガポール

	Overseas Union Bank, Ltd.	華 連 銀 行	シ ン ガ ポ ー ル
	Overseas-Chinese		
	Banking Corp.	華 僑 銀 行	シ ン ガ ポ ー ル
	Chung Khiaw Bank, Ltd,	崇 僑 銀 行	シ ン ガ ポ ー ル
イ	Bank of India, Ltd.	印 度 銀 行	ボ ン ベ イ
ン	Indian Overseas Bank, Ltd.	印 度 海 外 銀 行	マ ド ラ ス
ド	United Commercial Bank, Ltd.	合 衆 商 業 銀 行	カ ル カ ッ タ
	Bangkok Bank, Ltd.	泰 国 盤 谷 銀 行	バ ン コ ッ ク
タ	Hongkong Metropolitan		
	Bank, Ltd.	香 港 京 華 銀 行	香 港
マ	Malayan Banking, Ltd.	馬 来 亜 銀 行	ク ア ラ ル ン プ ー ル
レ	National Bank of Pakistan	巴 基 斯 坦 銀 行	カ ラ チ
シ	Bank Negara Indonesia of 1946	印 尼 国 家 銀 行	ジャ カ ル タ
ア	Equitable Banking Corp.	建 南 銀 行	マ ニ ラ
ン	東京銀行		東 京
ド	住友銀行		大 阪
	三和銀行		大 阪
日	Korea Exchange Bank	韓 国 外 換 銀 行	ソ ウ ル
本			
韓			
国			

香港上海銀行、チャータード銀行、マーカンタイル銀行の3行は発券銀行であり、また公認為替銀行である。3行の金利はイングランド銀行の金利の動きを伝統的に反映している。しかし戦後香港経済の発展につれて、本国への依存度が低下し金利の変動に対するロンドン金融市場の影響は弱まったといえる。ポンド危機の顕在化によってこの傾向は一段とすゝんだ。この3行のうちでも香港上海銀行が金利決定について主導的な立場にある。これら3行のプライム・レートは中心的金利の機能を果し、これが変更は外国銀行や華僑系銀行の動向を左右するものである。香港におけるイギリス政府関係の投資や公共企業の主力銀行はこの3行であり、近年は不動産抵当による中期金融にも貸出している。

香港上海銀行の設立は1865年で、香港所在の本店銀行のうちで最大の銀行で多数の傘下銀行、系列銀行をかゝっている。1968年末の払込資本は1.73億香港ドルで預金高も69.5億香港ドルを超える。チャータード銀行は1853年ロンドンに設立され、同時に香港支店を開いた。香港にある銀行中最も古い。マーカンタイル銀行の設立は1892年にかゝり、3行とも発券銀行である。香港の通貨はこれら3行の発行する銀行券と政庁発行の小額通貨であるが、そのうち銀行券は約93パーセントを占める。(註13) 発券銀行が民間の複数銀行であるところに通貨制度の特徴がみられるが、事実上は香港上海銀行が全体の80パーセント以上を発行している。これら3行の銀行券発行の権限はそれぞれ別個の条例によって与

えられており、その発行方法も一様ではない。通貨制度および銀行券発行の詳細については別稿をまたねばならない。

欧米系の銀行は Underwriters Bank を除いて公認為替銀行で、イギリス系銀行を除いて貿易為替業務を中心とし、長期貸出や工業金融を行なわない。東南アジア系の外国銀行もすべて公認為替銀行で華僑銀行が多い。

つぎに地元中国系銀行は27行を数えるが、一般に中小銀行が多く経営基盤の弱い銀行もあって、近年銀行数の減少もこの系列の銀行の整理統合によるものである。公認為替銀行も半数にみたく、非法人銀行も含まれる。銀行名はつぎのごとくである。

広東銀行（1912年設立、以下同様）、東亜銀行（1919年）、中国連合銀行（1921年）、永安銀行（1934年）永隆銀行（1935年）、広安銀行（1939年）香港華人銀行（1957年）、香港商業銀行。以上は広東系の銀行で、上海系銀行としてつぎのものがある。

上海商業銀行（1951年）、浙江第一銀行（1951年）、遠東銀行。このほかに

康年儲蓄銀行（1922年）、道亨銀行（1922年）、大生銀行（1937年）、大新銀行（1947年）、廖創興銀行（1948年）、海外信託銀行（1956年）、恒隆銀行、華僑商業銀行、香港工商銀行、嘉華銀行、大有銀行、香港友連銀行、永亨銀行、陳万昌銀号（1921年）、利成銀号、明泰銀号がある。

以上すべて香港に本店をもつ銀行であるが、このうち広東銀行が最も設立が古いが、払込済資本金、預金高についてみると東亜銀行の規模が最も大きく、1968年末で払込済資本金で2千万香港ドル、預金高で4億6千万香港ドルを超えている。上海商業銀行は Shanghai Commercial and Saving Bank の後身で、国民政府時代本店を上海にしていたが、中共政権の成立によりやがてアメリカにある資金が凍結され、本店も中共政府に接収され、1951年香港支店の独立したもので地元有力銀行の一つである。

地元中国系の銀行は全般的に資本金も小さく小規模である。商業銀行として預金および為替業務を営んでいる。またデパートメントストア、保険、住宅ローンや不動産金融業者と連けいして種々の銀行業務を営む地元銀行もある。一部の銀行は華僑資本の流入をはかり、戦後の建築ブームによって不動産に投資してきた。政治上の関係がなければ本来中国本土に流入したであろう貯蓄資金の中共への送金を欲しない在外華僑の投資資金の受入れは香港経済の発展の大きな力でもあった。

預金業務は通常当座預金、定期預金、通知預金および普通預金であるが、戦後は当座預金の比重が大きく預金高の過半を占めていたが、1960年代になって定期預金の割合が増加してきた。香港経済の発展に伴う所得水準の上昇、華僑資金の流入によるものと考えられる。

他方貸出は商品、不動産の担保貸付や輸出前貸で当座貸越も行なわれる。一般に手形貸付や手形割引の慣行はなく、商慣習として現金払が多い。

香港における金利については法的な規制は存しない。預金金利については為替銀行協会

の協定があるが、対象が銀行に限定されており、その他の金融機関はこれに拘束されない。貸出金利については協定はない。実際にはイギリス系三行の金利はほぼ同一で外国銀行もこれに倣い低く、地元中国系や中共系の銀行が少々高く、中小銀行や銀号の利息が高くなっている。1968年における協定金利の実際をみると、当座預金は無利息、普通預金（7月以降）は3.5パーセント、通知預金（4月以降）は5パーセント、定期預金（4月以降）については銀行を規標に応じて5段階にわけて金利を表示している。すなわち3ヶ月定期預金については6～7 $\frac{1}{8}$ パーセント、6ヶ月および1年定期預金については6 $\frac{1}{4}$ ～7 $\frac{3}{8}$ パーセント段階的に高くなっている。なお同時期の貸出金利についてみると、外国系銀行で8～9.5パーセント、地元中国系および中共系銀行で8～15パーセントとなっている。（註14）

最後に中共系銀行に行つてみるとつぎのごとくである。（註15）香港に本店をもつ銀行3行、他は支店銀行である。

本店銀行 宝生銀行（1946年）、集友銀行（1947年）、南洋商業銀行

支店銀行 交通銀行（1908年、本店は北京、以下同様）、金城銀行（1910年、北京）、中国銀行（1912年、北京）、塩業銀行（1915年、上海）、中南銀行（1933年、北京）、国華商業銀行（北京）広東省銀行（広東）、浙江興業銀行（上海）、新華銀行（上海）

これらのうち公認為替銀行は9行である。香港に本店をもつ上記3行の払込済資本金、預金高は大きくないが、この中では南洋商業銀行が相対的に多い。中国銀行と交通銀行は活動的で重要な銀行である。これに金城銀行、中南銀行等を加えてこれら銀行は、1949年までは独自の政策で銀行業務を営んできたが、中共政権の成立後、中国銀行を中心として中共系銀行は一致した政策をとり始め、対中共貿易の輸出入為替および送金為替は、必ず中国銀行香港支店およびロンドン支店に集中することになった。各銀行とも外国との為替取引は自己の責任で資金を調達した。中共系銀行は香港で、対北ベトナムとの貿易に伴う金融業務を行ない、中共の対香港貿易の輸出代金をロンドンに送金し、また在外華僑の中国本土への送金を大量に取扱っている。殊に中国銀行香港支店は中共の東南アジアにおける金融活動のうえで重要である。なお中共系銀行はアメリカの銀行との取引はこれを行わない。

中共政府は中国銀行、交通銀行を除いて、国内における民間銀行は公私合営政策で合併して公私合営銀行連合という形式で運営させており、個別的な銀行として存在していないが、香港にある中共系銀行はそのまゝ合併前の銀行ごとに別個の名称の銀行として存続し、独自に業務を営んでいることは注目される場所である。

（註11）Hong Kong (Annual Report) 1960—68. (日銀前掲書)

（註12）W. F. Crick, *ibid.*, p.173.

（註13）正井前掲書、55頁

（註14）日銀前掲書、28頁、30～2頁

(註15) 高垣前掲書、745頁。日銀前掲書、46頁

## 5

すでに述べたごとき銀行および銀行業務を営むことの免許を付与された非法人銀行たる銀号の名称をもつものゝほかに、香港においてもその他の金融機関として、中国の揚子江流域地帯で錢莊と呼ばれ、華北、華南地域で銀号と呼ばれる金融業者が存在している。これらは小規模のもので銀行としての免許を受ける必要がなく、容易に開業しうるもので、その主な業務は外国貨幣の売買、両替、金の売買、送金為替の取扱い等を行なっている。錢莊、銀行、金行、金舗、金号、公司あるいは財務公司等種々の名称を使用して営業する。

香港には銀行で信託業務を兼営するものゝほかに専業の信託会社がある。

庶民金融の機関としては、信用合作社（信用協同組合）や当押（質屋）があって低所得層を対象としているが、当押の金利は高水準である。

このほか証券会社、保険会社が金融機関的役割を果している。また政庁金融機関についてもふれなければならないが、以上についてはこれを別稿にゆずることにしたい。